平成２１年（フ）第２０４６６号
東京都墨田区立花１丁目27―６―1001
債務者　菊地　吉彦
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４６７号
東京都葛飾区堀切３丁目29―４
債務者　小林　智子
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４６８号
神奈川県横浜市西区老松町40―101
債務者　遠藤　和弘
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４６９号
東京都新宿区大久保１丁目８―11―103
債務者　下原　和秋
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４７９号
神奈川県横浜市保土ヶ谷区権太坂３丁目９―１―417
債務者　永松たけし
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４８２号
埼玉県さいたま市見沼区大字蓮沼1775―１
債務者　押田由美子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４８３号
埼玉県戸田市新曽381―２―501、住民票上の住所埼玉県川口市中青木５丁目１―27
債務者　吉房　宏史
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４８４号
東京都荒川区荒川８丁目20―５―910
債務者　高田　美香
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４９３号
神奈川県横浜市港北区綱島西５丁目15―25―105
債務者　袖山喜久江
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４９６号
東京都練馬区光が丘７丁目３―１―812
債務者　珊瑚久美子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０４９７号
埼玉県鴻巣市三町免73―５
債務者　小林　武房
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５００号
東京都板橋区赤塚新町２丁目15―11中西方
債務者　松島　　肇
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５２９号
東京都台東区清川２丁目17―12
債務者　田中　敏幸
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５３０号
東京都葛飾区水元５丁目５―12―101
債務者　鈴木　壽久
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２０５４０号
神奈川県横浜市旭区下川井町2189
債務者　町田　章子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部